

東京国税局豊島税務署の消毒等の対応について

【概要】

- 4月3日（金）、豊島税務署の職員（女性・三十代）の同居親族が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

【当該職員の従事状況】

- 当該職員は、主に税務署内部での事務処理に従事しており、3月23日（月）以降、税務署庁舎1階において納税者との対応を行っておりますが、庁舎地下1階の確定申告会場での業務には従事しておりません。
また、4月2日（木）以降は、休暇及び自宅待機のため税務署での勤務はありません。

【豊島税務署における対応】

- 豊島税務署においては、毎日、確定申告会場及び総合窓口の消毒・清掃を実施しております。また、本日、当該職員の同居親族が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明したことを受け、念のため、保健所と相談の上、当該職員が従事した区画を中心に、改めて、広範に消毒・清掃を行いました。
- また、現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。
- なお、保健所とも相談の上、確定申告会場での申告相談及び総合窓口業務については、4月6日（月）以降も通常通り行うこととしています。

【お知らせ】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページ等において広く周知広報を行っております。